

=====

メールマガジン 知財座敷童（ざしきわらし）かわら版 Vol.380（2024.4.30）
東北地域知財戦略本部（東北経済産業局知的財産室）

=====

※本メールは送信専用のアドレスより配信しています。
※返信や配信停止、配信先変更手続の御連絡は下記メールアドレスまでお願いします
E-mail：bzl-tokkyo-chizai アットマーク meti.go.jp（注：アットマークを@にしてください。）

∴ _____ ∴
目 次
_____ ∴

◆トピックス

1. 山形県尾花沢市「尾花沢そば」が地域団体商標に登録されました
2. 「令和 5 年度 TOHOKU ブランド確立促進支援事業ガイドブック」を発行しました
3. [特許庁]「経営戦略に資する IP ランドスケープ実践ガイドブック」を公開！
4. [特許庁]「知財経営への招待～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～」を公開しました
5. 中小企業の知財活用に向けた知的財産活用 BOOK（VOL.3）が公開されました！
6. 特許出願非公開制度の運用開始に伴う審査基準の改訂について
7. J-PlatPat メンテナンス実施のお知らせ

◆補助金・公募情報

1. 【事前予告】中小企業等海外展開支援事業費補助金（令和 6 年度 海外権利化支援事業）
応募受付期間等について
2. [再掲]令和 6 年度「中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業知的財産支援事業)」公募中

◆オンラインセミナー、説明会情報

1. [東北大]知財×スタートアップ IPHatch Sendai オンラインセミナーの御案内
2. 初めて知的財産に関わる皆様へ！初心者向け制度説明会（ウェビナー）
3. 2023 年度知的財産権制度説明会（実務者向け）知的財産権について学べます
（e ラーニング；オンライン配信）

◆プレスリリース

- ◆知財座敷童（ざしきわらし）語り部
『知的財産室長着任の御挨拶』

∴ _____ ∴
トピックス
_____ ∴

1. 山形県尾花沢市「尾花沢そば」が地域団体商標に登録されました

「尾花沢そば」は、地元の在来種である「最上早生」の本来の味と形質を維持するため、種子の栽培からこだわった「原種最上早生」を使用し、香り高く、甘みが強いのが特徴です。
東北地域においては 61 件目、山形県では 12 件目の地域団体商標登録です。

・山形県尾花沢市「尾花沢そば」

権利者：尾花沢市商工会

登録日：2024 年 4 月 15 日（登録番号：商標第 6795974 号）

https://www.tohoku.meti.go.jp/2004_tokkyo/topics/pdf/240423.pdf

2. 「令和 5 年度 TOHOKU ブランド確立促進支援事業ガイドブック」を発行しました

地域ブランド化は、地域の関係者の創意工夫が詰まった「知的財産」の結晶であり、商標権や特許権など法的な保護と組み合わせることで、より強固なブランドの確立を可能にします。

このガイドブックは、本事業において、地域企業や地域団体が、専門家と共に課題解決に向け取り組んだ内容を紹介しています。地域ブランド化に取り組む企業・団体の皆様は是非御覧ください。

https://www.tohoku.meti.go.jp/2004_tokkyo/topics/240426.html

3. [特許庁]「経営戦略に資する IP ランドスケープ実践ガイドブック」を公開！

本ガイドブックでは、どのような活用目的で IP ランドスケープを実施し得るかを整理した上で、その活用目的ごとに分析手法を丁寧に紹介し、複数の分析手法を用いて IP ランドスケープを実施する具体例として仮想実施事例を掲載しています。IP ランドスケープをこれから始める方、すでに実施されている方も、是非一度御覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/support/example/ip-landscape-guide/>

4. [特許庁]「知財経営への招待～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～」を公開しました

知財・無形資産の投資・活用を実践するにあたっては、自社の強みについて社内メンバー間で共通認識化することが必要不可欠です。しかし、実践に悩む企業では、そもそも自社の強みを把握できていない等の課題があることが判明しました。

本ガイドブックでは、このような課題を解消し、知財・無形資産を活用していくためのポイントなど、知財・無形資産の投資・活用に悩まれる企業の方に是非読んでいただきたい内容となっています。是非御活用ください。

<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mukei-toushi-katsuyou-guide/>

5. 中小企業の知財活用に向けた知的財産活用 BOOK (VOL.3) が公開されました！

INPIT-KANSAI では、近畿経済産業局、日本弁理士会関西会と連携し「関西知財活用支援プラットフォーム」を構築しています。

本冊子は、上記プラットフォームにより昨年度実施した中小企業 4 社への知財視点からの支援内容と成果、過去支援した 2 企業の支援後の経過事例をまとめたものです。中小企業の経営者及び企業支援に携わる専門家の皆様の、課題解決のヒントにいただければ幸いです。

<https://www.inpit.go.jp/kinki/topic/book2024.html>

6. 特許出願非公開制度の運用開始に伴う審査基準の改訂について

令和 6 年 5 月 1 日から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）のうち、特許出願非公開制度に関する部分が施行され運用が開始されます。これに伴い、「特許・実用新案審査基準」も改訂されますのでお知らせします。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/r6_hikoukai_kaitai.html

7. J-PlatPat メンテナンス実施のお知らせ

下記の期間はメンテナンス等のため、J-PlatPat 全サービスを停止いたします。

【全サービス停止期間】2024 年 5 月 4 日（土）9:00～20:30

（※停止予定日時は変更になることがあります。）

https://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/maintenance/notice.html

∴

補助金・公募情報

∴

1. 【事前予告】中小企業等海外展開支援事業費補助金 （令和 6 年度 海外権利化支援事業）応募受付期間等について

海外への事業展開等を計画している中小企業等に対して、海外における発明、実用新案、意匠または商標の権利化のための出願（出願手続）、特許出願に対して外国特許庁から発せられた拒絶理由通知に対する応答（中間応答）、特許出願に対する出願審査の請求（審査請求）に要する経費の一部を助成します。

<助成対象手続> 出願手続／中間応答／審査請求

<応募受付期間>

- ・出願手続 第1回：令和6年5月30日（木）～6月14日（金）12:00（予定）
第2回：令和6年8月19日（月）～8月30日（金）12:00（予定）
第3回：令和6年11月18日（月）～12月3日（火）12:00（予定）
- ・中間応答等（中間応答、審査請求）
令和6年5月30日（木）～令和7年2月7日（金）12:00（予定）

詳細 <https://www.jiii.or.jp/kaigai-hojo/index.html>

2. [再掲]令和6年度「中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業知的財産支援事業)」公募中

本事業は、中小企業等への知的財産支援施策を拡充させる事業及び中小企業等に対する知的財産支援の先導的な取組を定着させる事業の実施に要する経費を補助することにより、中小企業等による知的財産の保護・活用を促進することを目的としています。

<補助内容>

- ・申請区分 A 中小企業支援発展型事業
補助率と上限額：補助対象経費の1/2以内（上限500万円）
- ・申請区分 B 中小企業支援定着型事業
補助率と上限額：定額（上限1,000万円）

応募締切：5月7日（火曜日）17時00分必着

<https://www.tohoku.meti.go.jp/koho/koshin/kobo/2024/k240405001.html>

∴

オンラインセミナー、説明会情報

∴

1. [東北大]知財×スタートアップ【IPHatch Sendai】の御案内

東北大学の特許とパナソニック社の特許を組み合わせ、それらとスタートアップの方をマッチング、インキュベーションへと発展させ、スタートアップでの事業化を目指す、【IPHatch Sendai】。スタートアップまたは起業における知財の位置づけや考え方等について情報提供を行うための、オンラインセミナーを開催しますのでお知らせします。御興味のある方は、是非セミナーの聴講や動画を御視聴ください！

<オンラインセミナー>

「日本のスタートアップがどのようにして知財情報ツールの特許のランドスケープのために効果的に活用出来るか。」

日時：5月17日（金）15:00～16:00

講師：William Lee（ScienBiziP Group Senior Consultant）

サイト：<https://www.iphatchday.com/ja/japan-activities>

<アーカイブ配信>

「パネルディスカッション「知的財産（IP）が、スタートアップのVCからの資金調達の道のに寄与するか。」

VCからの投資の誘致と確保における知財の役割に焦点を当て、投資家が求めるもの、企業の価値評価と魅力を高める戦略についての手がかりが学べます。

サイト：<https://www.iphatchday.com/panelvideo-12apr24>

2. 初めて知的財産に関わる皆様へ！初心者向け制度説明会（ウェビナー）

これから知的財産権を学びたい方、企業等において知財部門に新しく配属された方などの知財初心者を対象に、知的財産権制度の概要及び各種支援策等をわかりやすく説明します。

開催日：5月23日（木）16時00～17時00分

配信方法：Teamsによるオンライン配信

申込期日：5月21日（火）18時00分まで

<https://www.inpit.go.jp/setsumeikai/20240523.html>

3. 2023 年度知的財産権制度説明会（実務者向け）知的財産権について学べます （e ラーニング；オンライン配信）

知的財産の業務に携わっている実務者の方を対象に、特許・意匠・商標の審査基準やその運用、審判制度の運用、国際出願の手续等、専門性の高い内容について、わかりやすく解説いたします。今年度も IP ePlat に e ラーニングのコンテンツを掲載しますので、御都合にあわせて視聴することができます。是非御活用ください。

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setsumeikai_jitsumu.html

∴ _____ ∴
プレスリリース
_____ ∴

<特許庁>

▼オープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver2.1（大学編）解説パンフレット及びマナーブックを取りまとめました

▼「AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」の調査結果を公表します

▼「IP ランドスケープを実践したい方、必読！「経営戦略に資する IP ランドスケープ実践ガイドブック」を公開

▼知財・無形資産の投資・活用における等身大の悩みや課題を解決！「知財経営への招待～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～」を公開

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/press_release/2024.html

<東北経済産業局>

▼東北地域百貨店・スーパー販売額動向（2024 年 2 月分速報）

▼管内の経済動向（2024 年 2 月分）

▼東北地域鉱工業生産動向（2024 年 2 月分速報）

▼山形県尾花沢市「尾花沢そば」地域団体商標に登録

<https://www.tohoku.meti.go.jp/index.html>

∴ _____ ∴
知財産敷童（ざしきわらし）語り部
_____ ∴

『知的財産室長着任の御挨拶』

「メールマガジン 知財産敷童かわら版」を御拝読いただきありがとうございます。

4 月から東北経済産業局知的財産室長に着任しました、楯澤（ぐみさわ）道夫と申します。

めずらしい名字（漢字）ですが、私自身、ぶにっとした体型をしていますので、お会いした際、グミキャンディーを連想してもらえれば覚えていただきやすいのかなと思います（笑）

着任後、支援機関等の皆様と御挨拶させていただく機会があり、東北地域各県を訪問させていただきましたが、幸運なことに桜の時季と重なり、各地の満開の桜を堪能することができました。新しい環境で少し不安な気持ちも、きれいな桜に勇気づけられました。

私は、5 年前まで四国経済産業局に同じく知財室長として 2 年間在籍しており、その後、特許庁で 3 年間各地域の知財室を支援する業務に携わってきました。

東北経済産業局では、皆様との出会い・ご縁を大事にしながら、これまでの経験を活かし、東北地域の持続可能な経済社会の実現を目指した取り組みに、知的財産という面からサポートさせていただきたいと思います。

東北地域の知財に関するトピックスとして、今年 1 月、福島県、特許庁及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構による知的財産の保護及び活用に関する連携協定が締結されました（注 1）。

また、4 月には、特許庁が今年度から新たにスタートする「知財経営支援モデル地域創出事業」に、知財を活用した地域の企業成長や地域活性化に意欲的な自治体として、青森県が選定されております。

す（注2）。

このような知財を中心とした新しい地域支援ネットワーク強化の動きに、ご支援、ご協力させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<参考>

注1：特許庁は福島県及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携協定を締結しました（経済産業省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240122002/20240122002.html>

注2：知財重点支援エリアとして3地域を選定しました（経済産業省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240410001/20240410001.html>

—TOHOKU—

東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎（B棟）3階

電話：022-221-4819 FAX：022-265-2349

★ホームページ <https://www.tohoku.meti.go.jp/chizai-enet/>

本メールマガジンは、購読を希望された方、知的財産や産学官連携に関係する大学・企業・公設試・自治体・産業支援機関の方、東北地域知財本部関係者に電子署名(S/MIME 証明書)を付加しお届けしております。

—CHIZAI—

※配信元：東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

※本メールマガジンの無断転載を禁じます。